



2021春季生活闘争 3/18妥結

21春闘は、「雇用の確保」は労使で一致しましたが、定期昇給「係数2」の
実施、ベースアップゼロで妥結しました。

その中で、「新たなライフスタイルに対する総合的な処遇改善」の一環として、
「令和4年度（2022年度）に社宅居住期間が15年以上になる社員について、
期間制限を1年間延長」となりました。



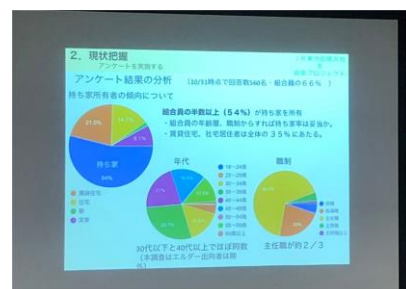
川崎支部『コロナ禍における組合員と生活設計～住環境「社
宅の15年ルール」に関する報告』

- ①社宅居住制限の導入実施日の延長
- ②それが出来ないのであれば、社宅居住制限の特例措置を希
望者には柔軟に運用する」

（9月 横浜地本政策フォーラム）

9月地本政策フォーラム後に結成した“横浜地本政策プロジ
ェクトチーム”が提言した「コロナ禍での住環境制度見直し」
を12月の川崎運輸区分会大会で発表。

「社宅15年期限で困っている」との川崎運輸区分会組合員
の声をもとに、横浜地本組合員にwebアンケートを取りメ
ンバーで議論して政策提言をつくりました。



東労組川崎支部組合員の「団結と政策」で、 社宅15年ルールの1年延長を実現しました！